

<市営久村霊園 使用者募集要項>

市営久村霊園の使用者募集

1. 募集区画

市営久村霊園(出雲市多伎町久村 1847 番地 3)内に所在する、別図に示す区画

①使用料 163,800 円×1 区画(3 番) ②使用料 142,900 円×1 区画(73 番)

③使用料 149,300 円×1 区画(80 番)

この区画は、前使用者から返還された区画(墓地)であり、新規の区画ではありません。

2. 申請期間

随時募集(※上記の空区画がなくなるまでの期間)

3. 申請対象者

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内に住所を有して亡くなられた方の親族又は縁故者

4. 墓地の使用条件

- ① 盛土の高さは、地盤から 20cm 以下としてください。
- ② 墓碑等の高さは、地盤から 2.5m 以下としてください。
- ③ 囲障の高さは、地盤から 1m 以下とし、隣接する墓地等に支障を及ぼさないようにしてください。
- ④ 樹木等の植栽をすることは出来ません。

(出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条による)

【注意事項】

- 使用申込は、原則1世帯1申込です。
- 既に市営墓地を使用している方は、申請できません。

5. 使用許可申請について

① 墓地使用許可申請

「共同墓地等使用許可申請書」に以下の書類を添付して提出していただきます。

- 申請者の氏名、住所、生年月日、及び本籍を証明する書類
(例：住民票(本籍記載のあるもの))
- ② ①の提出後、使用料を収めていただく納付書をお送りしますので、納付書に記載の期日までに使用料の納付をお願いします。
納付確認後、使用許可証をお送りします。
 - ③ ②の手続き完了後、区画(墓地)の使用が可能となります。

④ 手続き・注意事項など

- 上記②の手続きが、指定する期日までに完了しない場合は、墓地使用権利がなくなります。
- 手続き完了後は、墓地使用の有無にかかわらず使用料の返還はいたしません。
- 墓地の使用許可と墓地改葬許可は別のものですので、別途申請願います。

6. その他

おたずね・書類の提出(郵送)先

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

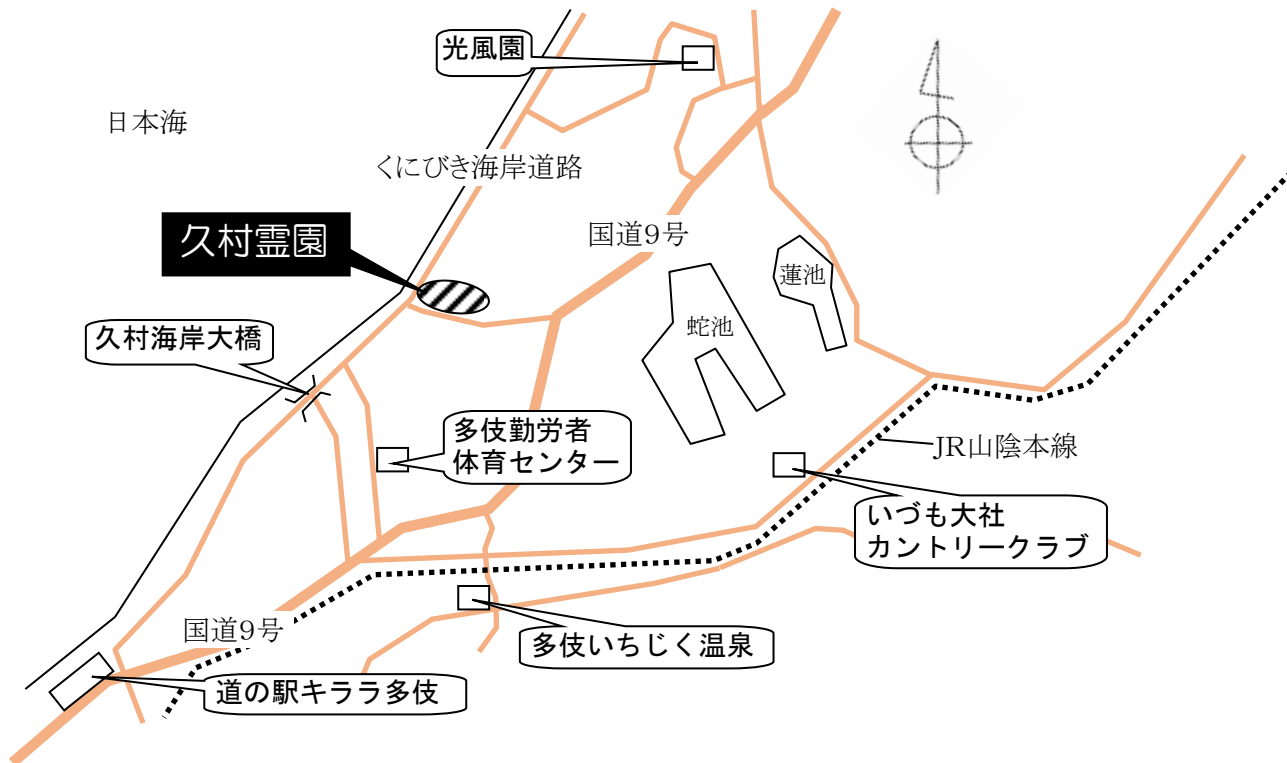
出雲市 環境エネルギー部 環境政策課 環境衛生係

電話:0853-21-6535/ファックス:0853-21-6597

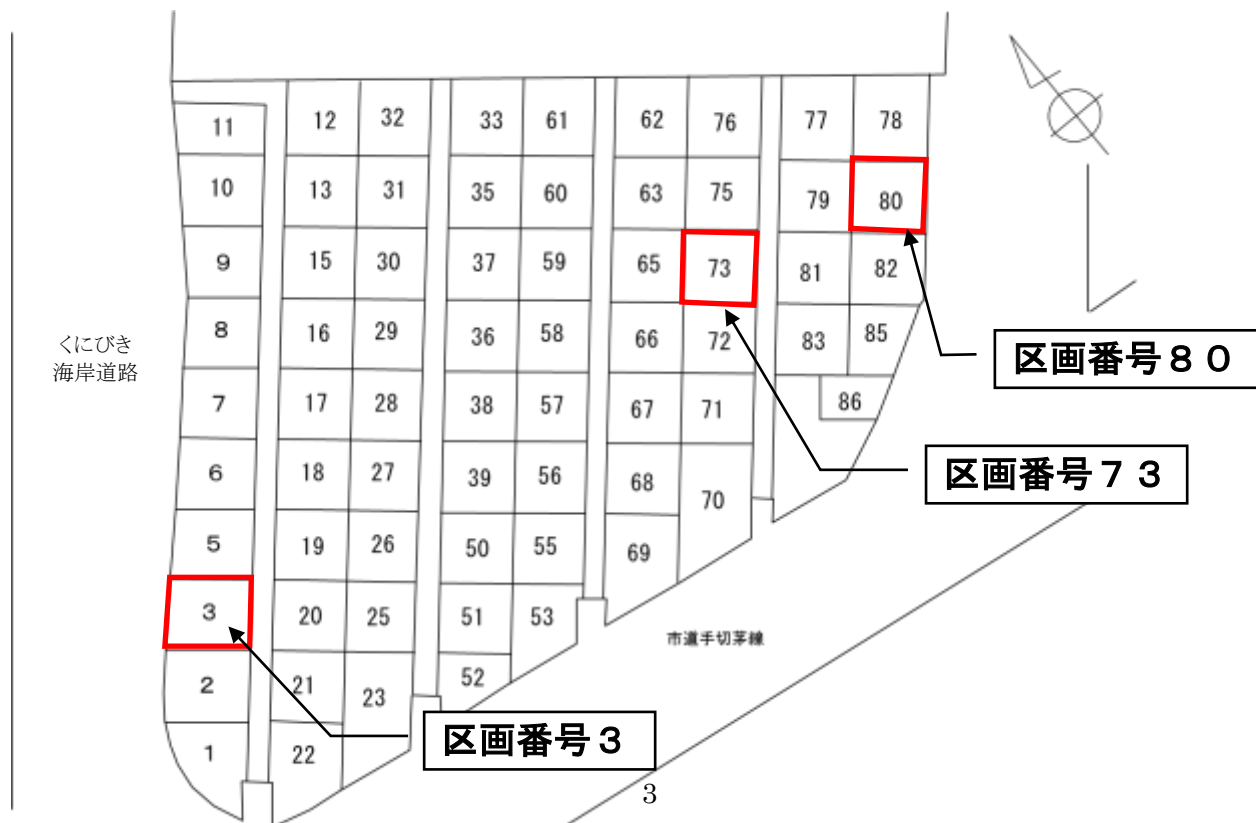
※郵送の場合は簡易書留での受付とします。

別図

位置図



区画配置図



<面積及び使用料>

| 区画番号 | 面積(m ²) | 使用料(円) | 備考 |
|------|---------------------|---------|----|
| 3 | 18.34 | 163,800 | |
| 73 | 16.00 | 142,900 | |
| 80 | 16.72 | 149,300 | |

(使用料は、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例第5条による)

様式第1号(第2条関係)

共同墓地等使用許可申請書

出雲市長 様

令和 年 月 日

| | | |
|---|---------|-------|
| 申 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 請 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 電 話 番 号 | |
| 者 | 本 籍 | |

次のとおり出雲市共同墓地等を使用したいので、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

- 1 共同墓地等の名称 久村霊園 区画番号
- 2 使用料 円
- 3 添付書類 改葬許可証・埋火葬許可証写・住民票(本籍記載のあるもの)